

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○：措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△：検討中 検討中のもの

×：未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和6年度
包括外部監査人	山田 直孝
提出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	6	7	30

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<電子契約書について> 水道事業でも電子契約書への対応を進めており、令和6年10月より一部の工事については電子契約が可能となっている。 メリットの大きい取り組みであるため、今後より多くの業者が電子契約を利用できるよう、電子契約の対象範囲の拡大や普及に向けた啓発活動等を推進していきたい。	意見	電子契約のメリットなどをホームページに掲載し、利用促進に向け、啓発活動を進めている。また、対象範囲の拡大については、市長部局に合わせ、令和8年度中に実施する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	94
<固定資産の減価償却について> 固定資産の減価償却方法について、固定資産台帳の間覧により確認を行った。その結果、例えば水道管や水道メーターなど、同様の内容の資産であるにもかかわらず、償却年数や残存価額が異なっているものが散見された。過去から引き継いでいる固定資産台帳であるためやむを得ない部分もあるが、同様の資産については同様の耐用年数、償却方法、残存価額で処理するのが望ましい。	意見	令和7年度中に、配水管、水道メーター等、同種資産の固定資産に係る耐用年数、残存価額を統一した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	100
<建物と構築物の現存価額について> 固定資産のうち建物と構築物の減価償却方法について、固定資産台帳の間覧により確認を行った。その結果、取得価額の95％に相当する償却を行った固定資産については、それ以後減価償却を行わず、取得価額の5％が残存価額として貸借対照表に計上されている状態であった。これは、地方公営企業法施行規則第15条第1項の規定に従った処理である。一方で、同条第3項には、一定の構造の建物と構築物については、第1項の規定にかかわらず残存価額1円まで償却することができる旨の規定がある。残存価額は、減価償却が終了した時点でのその資産の処分価額の見積額であるが、水道施設の建物や構築物が耐用年数経過後に取得価額の5％の処分価額を有するとは考えにくく、1円まで償却を行う方が合理的であると考ええる。 一定の構造の建物や構築物については、残存価額が1円に達するまでの償却も検討すべきである。	意見	地方公営企業法施行規則第15条第3項の適用に必要な「当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度」を明確に見込むことが困難であるため、同項に基づく減価償却は行わないこととした。	×	上下水道事業部	上下水道事業政策課	100 101 102
<固定資産明細書の記載方法について> 岐阜市水道事業会計決算書に含まれる固定資産明細書については、科目ごとの記載が行われている。一方で、他市町村の水道事業に係る固定資産明細書の中には、科目を用途ごとに細分化して開示している事例もある。現状の開示方法は、地方公営企業法施行規則第4条の別記第十七様式に準拠しており、誤っているわけではない。しかし、より有用性のある情報開示につながると思われるため、開示方法の見直しを検討する余地がある。	意見	令和7年度において、「土地」、「建物」、「構築物」並びに「機械及び装置」について、用途ごとの分類を完了した。令和8年度からは、当該分類に基づき、用途ごとまで記載した固定資産明細書を作成する。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	104 105
<固定資産整理庫について> 工具、器具及び備品の管理方法について確認を行ったところ、固定資産台帳システム以外に固定資産整理庫と呼ばれるエクセルシートを用いて管理を行っていた。資産の増減があった場合はまず固定資産整理庫に記入を行い、決算後の7月以降に固定資産台帳システムに転記を行っていた。また決算日時点では当期取得分の資産が台帳に登録されているため、固定資産台帳の債権と固定資産整理庫の情報をあわせて貸借対照表との整合性等を確認していた。 固定資産台帳よりも固定資産整理庫の方が管理を行いやすいためこのような方法を採用しているとのことであったが、決算時点において固定資産台帳が不完全である状態は望ましくない。また、固定資産整理庫から固定資産台帳へ転記する際の転記の手間や転記誤りのリスクも生じる可能性がある。 固定資産台帳を適時に整備し、転記の手間や転記誤りのリスクを排除するためにも、固定資産台帳による効率的な一元管理ができないかどうか、検討を行う余地がある。	意見	現行の企業会計システムは、期中の固定資産の異動を明らかにするための詳細情報の管理ができないため、異動情報等に連携が生じないよう「固定資産整理庫」を利用し、補完的に管理している。 令和7年度は、問題点の洗い出しや次期システムに求める機能等について、関係する係等で協議を行い共有を図った。今後、企業会計システム次期更新時(令和12年度)に照準を合わせて一元管理に向けた検討を行うこととする。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	105 106
<建設仮勘定の減損について> 地方公営企業法施行規則においては、減損会計の適用について、固定資産に減損を認識すべき場合には帳簿価額を減額すると定められている。 また、総務省が公表している公営企業会計の適用に関するQ&A集にも、建設仮勘定の減損についての記載がある。 令和5年度の貸借対照表に計上されている建設仮勘定1,422,178,735円の内部を確認したところ、平成12年に計上された木田配水池基本設計業務委託費6,300,000円及び平成13年に計上された木田配水池詳細設計業務委託費21,500,000円が含まれていた。 計上時点から20年以上が経過しているため、当該工事の実施可能性と当初作成した設計書の活用可能性を確認したところ、活用時期は未定であるとの回答を得た。 減損会計の対象となる可能性が十分あると考えられるため、今後の見込みを再度確認し、減損会計の適用の可否を判断すべきである。また、減損会計を適用しない場合においても、判断の過程を残しておくべきである。	指摘	指摘のあった木田配水池に係る建設仮勘定は、将来の水需要の増を見据えて配水池を2箇所築造することを想定した基本設計等であり、実際、2箇所築造した後、本勘定(構築物)への振替を予定していたものである。 現在、2箇所目の配水池を築造する時期は未定であるが、既に1箇所目は築造、供用開始済みであり、当然、その築造に際しては、当該基本設計等が活用されている。 そのため、1箇所目の供用を開始した時点で、所期の目的は達成され、本勘定へ振替するものと整理し、令和6年度末で資産登録を行った。 なお、登録に際しては、1箇所目の配水池の供用開始年度に取得したものととして登録し、その年度から令和6年度までの減価償却費等も併せて計上した。 また、上記以外で、建設仮勘定に計上している案件についても、振替予定年度(いつ、どの資産の供用開始をもって、本勘定へ振替とするのか)を改めて確認した。 その他、建設仮勘定の計上対象、管理方法及び振替等について、マニュアルを整備した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	106 107

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを入

○:措置済 措置を講じた(実施含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和6年度
包括外部監査人	山田 直孝
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	6	7	30

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本編頁
<固定資産の管理マニュアルについて> 令和5年度に過年度の備品の除却漏れが発覚し、除却の会計処理を行っている。そして、これを契機に「上下水道事業部備品管理事務マニュアル」が策定され、運用が開始されている。当該規定は、会計規程第97条第1号かに規定する工具、器具及び備品を対象とした管理マニュアルであり、工具、器具及び備品については、除却漏れのリスクは低減されていると考えられる。 しかし、車両運搬具については、令和5年度末において、水道事業の固定資産台帳には27台の車両が計上されている。車両については、新規取得や廃棄があった際に固定資産台帳に反映させる仕組みにはなっているものの、期末における台帳と現物の確認は行っていない。備品と同様に除却漏れが発生する恐れもあるため、現物と台帳の確認作業を行うべきである。 また、構築物のうち配水管については、資産の特性上固定資産台帳と現物との完全な紐づけは困難である。現状においては、配水管の更新工事を行った際に、旧資産の数値年度から対象資産を特定し、また更新した距離から除却相当分を割り出し、除却処理を行っている。 上記の方法には一定の合理性があると考えられるが、処理過程が複雑であるため、会計処理の一貫性が損なわれるリスクも高いと考えられる。そのため、備品と同様に、管理マニュアル等を整備することで処理方法について明確化し、会計処理の一貫性を担保することが望ましい。	意見	車両運搬具については、現物と台帳の確認作業を行うよう、令和6年度中に既存のマニュアルを改正した。また、配水管についても、除却額の算出方法について、令和7年度中にマニュアルを整備した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	107 108
<債権区分による貸倒引当金算定について> 貸倒引当金とは、未収金等の債権について、回収することが困難と予想される額を見積り引き当てるものである。当該引当金は、債権全体又は同種・同額の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等の合理的な基準により算定する必要がある。すなわち、貸倒引当金の計算に当たって、対象となる債権を債務者の状態に応じて区分した上で、それぞれに対して貸倒見込額を計算することが望まれる。 この債権区分に関しては、民間企業が適用している計上時の債権区分について、「金融商品に関する会計基準(企業会計基準第10号 平成20年5月10日 企業会計基準委員会)」が参考となると考える。金融商品に関する会計基準第27項は、債権を、一般債権・貸倒懸念債権・既定発生債権の3つに区分している。 岐阜市水道事業においては、貸倒引当金の計算について、岐阜市水道事業会計決算書の【注記】1重要な会計方針2引当金の計上方法(3)貸倒引当金で、「債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能見込額を計上している。」と記載されているが、その計算方法や債権区分についての記載はない。 現状は、貸倒引当金の設定対象となる債権を区分しておらず、期末未収金すべてを一般債権として貸倒引当金を算定している形となっている。そのため、水道事業として債権の状況をどのように考え、その債権に対してどのような貸倒の見積りを行っているかが明確でなく、一貫したルールの下での貸倒引当金計算ができないと考えられるため、貸倒引当金の計算方法及びその前提となる債権の区分を規定する内規等を整備することが望ましい。	意見	令和6年度決算から、貸倒引当金の設定対象債権を、「一般債権」と「貸倒懸念債権」に区分し、それぞれに貸倒実績率を乗じて引当金を設定した。また、債権区分の定義や、それぞれの債権額、債権区分毎に乗じる貸倒実績率の算出方法について、令和7年度中にマニュアルを整備した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	124 125
<貸倒引当金の計上方法についてのマニュアル等整備について> 貸倒引当金計上金額算出等の計上方法を定めた事務処理の要綱やマニュアル等は、現状未整備であった。異動に伴う担当者交代時の引継ぎ等を円滑に行えるようにするためにも、貸倒引当金に係るマニュアル等の整備することが望ましい。	意見	令和7年度中に、貸倒引当金の算出方法等に係るマニュアルを整備した。	○	上下水道事業部	上下水道事業政策課	125
<再委託業者への反社会的勢力の排除の確認について> 本任水源地・西瀬配水地用線路施工契約は、再委託業者18件、再委託金額の契約金額に占める割合が約70％程度となっており、再委託先の業務は重要と考えられる。 施工体制一般のチェックリストには「施工体制台帳には全ての下請契約書(写)が添付されているか」等の項目があり、委託業者と再委託業者間で反社会的勢力の排除の確認を行っているものの、岐阜市上下水道事業部と再委託業者間では、直接の確認が行っていない。 今後は、再委託業者から岐阜市上下水道事業部へ、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求める等の対応が望ましい。	意見	再委託業者から岐阜市上下水道事業部へ、反社会的勢力でないことの誓約書等の提供を求めることについては、上下水道事業部だけでなく市全体として対応していく必要がある。令和8年度においては、市長部局と連携を取りながら、検討を行い方針を決定する。	△	上下水道事業部	上下水道事業政策課	137
<審査結果の公表について> 令和6年1月1日から令和10年12月31日を契約期間とする「岐阜市上下水道営業関連業務委託」について、令和4年9月28日付け岐阜市上下水道事業部公告第49号にて公告し、公募型プロポーザル方式を実施した結果、グェオリア・ジェネックス㈱中部支店が選定された。 当該契約にかかる業者選定方法は、岐阜市行政契約規則が公表している「(岐阜市プロポーザル方式ガイドライン)」に基づいて実施しているかどうかを確認するために、審査委員会の設置要綱、評価基準の資料を閲覧したところ、概ねガイドラインにおいて運用されていた。 しかし、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインでは、審査結果を評価項目ごとの点数及び合計点を情報公開として岐阜市ホームページに公表すること(通常型・簡易型)となっているが、当該契約に係る公表事項は合計点のみの公表となっている。 公表していない理由を確認したところ、「岐阜市上下水道営業関連業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要綱」において、各評価項目の点数及び評価点を算出するための計算式は公表しないものとする、とされたためとのことであった。 今後は、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿い審査結果を公表するよう努めることが望ましい。	意見	次回の実施時には、岐阜市プロポーザル方式ガイドラインに沿って、審査結果を公表する予定。	△	上下水道事業部	営業課	142
<仲卸業者に対する売上高割使用料について> 仲卸業者に対する売上高割使用料は、場内卸売業者以外の者から買い入れた物品の販売金額を対象としている。そして、その金額は、仲卸業者から提出される買入物品販売報告書から把握することになっているが、その提出がない場合は、該当する取引が発生した時としており、無い場合には特に報告書の提出は求めていないとのことである。 これは、業務条例第48条にて、仲卸業者は卸売業者以外の者から買い入れて販売した時に報告することと求めていることが理由となっている。 ただし、仲卸業者からの自己申告に拠っているところ、報告対象とすべき取引があるにも関わらず報告を失念していることも考えられる。 そこで、該当取引が無い時でも「取引無し」として報告させるなどして、全ての仲卸業者から報告を徴する必要がある。	指摘	仲卸業者が、本市場の卸売業者以外の者から買い入れ、販売した物品の数量及び金額については、法令に基づき、適正に報告するように指導する。 令和8年2月の取引委員会において、該当がない場合でも「取引なし」で報告を求める運用に変更する旨の説明を行った。 令和8年度中に上記運用を行うための条例改正を目指していく。 今後、業者の理解を得て、周知したうえで、実施に向けて進めていく。	△	経済部	中央卸売市場	151

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

○、△、×のいずれかを記入

○:措置済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検討中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

対 象	水道事業及び中央卸売市場事業の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
監査実施年度	令和6年度
包括外部監査人	山田 直孝
提 出 日(最新提出日)	令和8年3月31日
監査委員公表日	令和8年10月5日

令和7年度末時点の措置状況（既に措置済みのものも含む）

措置済	検討中	未実施決定済	合計
17	6	7	30

指摘及び意見	種別	措置状況(令和7年度末)	結果欄	部	課	本編頁
＜施設使用料単価の改定について＞ 市場使用料の最終改定は、平成31年のことであり、その際、売上高割使用料の料率を変更したとのことである。施設使用料の各単価については、平成31年以前より、改定されていないことが窺える。施設利用料計算式は、昭和48年9月農林省食品流通局市場課作成の『市場使用料について(市場使用料算定式及び算定例)』に基づくものである。 当該計算式の一要素である一般管理費は、人件費及び物件費で構成され、物件費は、主に備品消耗品費、水道光熱費、委託料で構成されている。 これらは、今後5年分を見積もり算定することとなっており、定期的に見直しの上、改定の有無を判断する必要があると考えられるが、このような見直しは行われていない。 この点については、持続可能な中央卸売市場運営の実現には、市場の歳出に応じた適切な受益者負担が必要である一方、市民に生鮮食料品を安定的に供給する役割を果たすため、施設使用料の変動を抑制し、場内業者の安定的な経営を図ることも大切である。こうした中、市場の再整備事業を進める中で、施設使用料の見直しについて、場内業者の意見を聴取しており、今後、再整備事業にあわせて、算定式の見直しや使用料の改定基準等を検討していくとのことである。 現状、市民に生鮮食料品を安定的に供給するという市場の役割に鑑み、場内業者の経営安定化を図るべく負担を抑制するという趣旨には特に問題は無い。ただし、燃料、資材をはじめとする物価変動、資金相場の変動によって回収すべき市場運営コストは変動するものであり、その変動に応じて利用者負担額も変動すべきと考える。 現状、市場再整備事業が進められているなか、再整備後の市場運営に必要なコストに応じた算定式の見直し、使用料の改定を期待したい。	指摘	人件費及び物件費が増加しており、経営改善には料金改定は有効な手段である一方で施設も老朽化し、年々場内業者が減っている現状である。使用料の改定は、場内業者の経営を圧迫し、さらなる業者の減少を促す可能性が高い。現在進めている再整備事業にあわせて使用料の改定を行うこととする。	×	経済部	中央卸売市場	154 155
＜長期未回収債権の整理について＞ Bの現況について Aは、存続しており、先方の債務認識はあるとのことである。直近(令和6年7月時点)で連絡は可能である。 Bの現況について 休業状態であるが連絡は可能である。製造設備が地面に固着しており、撤去費用も少なくないと思われ、明け渡し困難な状況である。 岐阜市中央卸売市場事業では、先方に連絡を取る等して回収努力はしている。また、時効完成により不納欠損処理を適宜行っている。 ただし、Aに対する債権は、平成21年度より残っており、滞留期間を鑑みると、今後の回収可能性に疑義があることから、債権放棄により整理することも必要である。 また、貸借対照表の表示に当たっては、このような長期未回収債権は、正常な営業循環過程から外れていることから、流動資産区分では無く、固定資産区分の投資その他の資産に振り替えることが望ましい。	指摘	Aについてこれまで少しずつ分割で支払いがあったものの、納付が止まっている状態である。資産状況を確認したが、長期未回収債務を支払える状況にないと認められた。引き続き資産状況を注視しつつ、回復が見込まれない場合には、債権放棄を実施する予定。 また、Bについては市場から退去する意向であり、未納分の使用料については分割納付を継続し、今後施設の原状復旧及び返済計画について合意した。その計画が遂行されるか確認を続ける。 貸借対照表の表示については、その他資産に振り替えを行った。	△	経済部	中央卸売市場	168
＜仲卸業者の財務状況に関する指導・監督について＞ 直近10年間における仲卸業者数の減少率は、市場関係業者のなかで最も高い。 仲卸業者の正確な状況把握の重要性に鑑み、前回包括外部監査以来の指導監督体制の課題に対応されたい。	指摘	令和7年度は水産仲卸事業者2社に対し、検査実施予定であったが、取引金融機関において経営状況に関する検査を受けていたため、受検した際の報告を徴求し、市の業財務指導に活用した。 今後も、場内事業者の経営状況により、継続した検査、指導を実施していく。	○	経済部	中央卸売市場	170